

<対象者の要件（詳細）>

(1) 移住等に関する要件

- ア. 移住する直前に、連続して1年以上、市外に居住していたこと。
- イ. 令和6年4月1日以降に移住したこと。
- ウ. 申請日から5年以上市内に居住する意思があること。
- エ. 60歳未満（60歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者）であること。
- オ. 日本人、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(2) 世帯に関する要件

- ア. 世帯員全員が令和6年4月1日以降に移住したこと。
- イ. 税を滞納していない世帯であること。

(3) 就業に関する要件

- ア. 交付対象者が福祉施設等に就業し、その勤務地が市内に所在すること。
 - イ. 交付対象者が公共職業安定所、又は市長が認める機関等で紹介されている求人に対して応募したこと（令和6年3月31日以前から福祉施設等に在職している方は除く）。
 - ウ. 交付対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている福祉施設等への就業でないこと。
 - エ. 週30時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該就業先に在職していること。
 - オ. 就業先の福祉施設等に、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - カ. 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではないこと。
- ※ 職種の制限はありません。

●返還要件等

5年以内の転出や3年以内の対象就業先の退職など、一定の返還要件があります。また、確認のため、交付を受けた翌年度から毎年就業状況を報告いただきます。

※歌志内市子育て世帯等移住応援成金との併給はできません。



●移住支援金の交付までの流れ



お問い合わせ

歌志内市役所 保健介護課 保健介護グループ

TEL 0125-74-6616

メール hoken.kaigo@city.utashinai.hokkaido.jp